

琉璃河M1902 出土作册奭卣考釈——その2

佐々木 研太・山本 堯

前号では琉璃河M1902 出土の作册奭諸器のうち、卣にほどこされた銘文を取り上げ、詳細な検討を加えた。本稿では作册奭諸器に関する考古学的情報を整理し、別の角度からその性格について考察することにしたい。(1~4: 山本、5・6・追記: 佐々木)

1. 琉璃河西周遺跡の概要

琉璃河遺跡に関しては、70年代の調査をまとめた報告書⁽¹⁾のほか、その後おこなわれた発掘の成果が雑誌上で発表されているため、それらを参照しつつ、まずは遺跡の概要について以下に紹介する。

琉璃河遺跡は北京市西南の房山地区に所在し、遺跡自体は1945年に発見された。62年に小規模な発掘調査がおこなわれたのち、72年からは北京市文物管理处、中国科学院考古研究所、房山県文教局からなる琉璃河考古工作隊によって本格的な調査が開始され、青銅器副葬墓を含む墓地や、城壁など重要な遺構が発見され、特に「匱（燕）侯」銘をもつ青銅器が出土したことから、西周時代の燕国の都邑遺跡と目されるようになった。

その後も発掘調査は断続的におこなわれており、最近では2021年から北京市考古研究院、北京大学考古文博学院による調査が開始され、本稿が取り上げるM1902もその過程で検出されている⁽²⁾。そこから燕の封建にかかわる銘文をもつ作册奭諸器が出土し、その性格をめぐって新たに議論を呼んでいることは前号にて見たとおりである。

作册奭諸器が副葬されたM1902は、琉璃河遺跡全体のなかでどのように位置づけられるのであろうか。そのことを論ずる前提として、まず発見された墓地と古城址の概要について以下に述べておきたい。

(1) 墓地の構造

琉璃河遺跡はおおよそ現在の董家林村から黄土坡村にかけて分布しており、董家林村に位置する城壁と、その東側および京広鉄路によって隔てられた南東の黄土坡村に墓地が広がっている(図1)。

墓地は城壁の東側に分布するI区と、黄土坡村一帯に分布するII区に大きく分かれ、それぞれの性質にも違いが見られることが指摘されている。

I区には中小型墓が密集し、副葬土器は鬲・簋・罐を主体とする。なかには殉葬された人骨や、棺の下のいわゆる腰坑から犬の骨が出土する例が見られるが、こうした埋葬習俗が殷代に広く認められるものであることは周知のとおりである。銘文をもつ青銅器も出土しており、I区のM52から発見された復尊の銘文の末尾などにはいわゆる族徽記号が見られる。こうした特徴も殷代の青銅器に典型的に認められるものであるため、報告書ではI区の被葬者たちは「殷遺民」、あるいは克殷以前から当地で活動し、克殷後に周へと帰順した土着の集団であったと考えられている⁽³⁾。

一方、II区に分布する墓葬の副葬土器は鬲・罐を主体とし、M202をのぞいて殉葬は見られない。また墓道が付帯した大型墓(M202、M1193)が含まれる点がI区とは異なり、そのうちの1基であるM1193からは大保と燕の封建にかかわる銘文をもつ克罍・克盃が出土したことから、両墓は燕侯夫妻の墓、その周囲に分布する中小型墓は燕侯一族の成員が葬られたとも解釈されている。

I区、II区の墓葬には、墓壙面積や副葬品の多寡にも違いが見られる。宮本一夫氏⁽⁴⁾はI区をA群、B

群に、Ⅱ区をa群、b群、c群、d群にそれぞれ細分したうえで、墓壙面積と副葬品数がおおまかに相関することを指摘し、燕侯が葬られたⅡ区A群を頂点とする墓地内部の階層構造の存在を想定している。

要するに、周初の燕は決して均質な集団ではなく、さまざまな文化伝統の系譜をひく集団が共存しており、それらがおおまかに燕侯を頂点とする支配下におかれていたということが出来る。上に述べた墓地の構造は、そうした状況を反映したものといえよう。

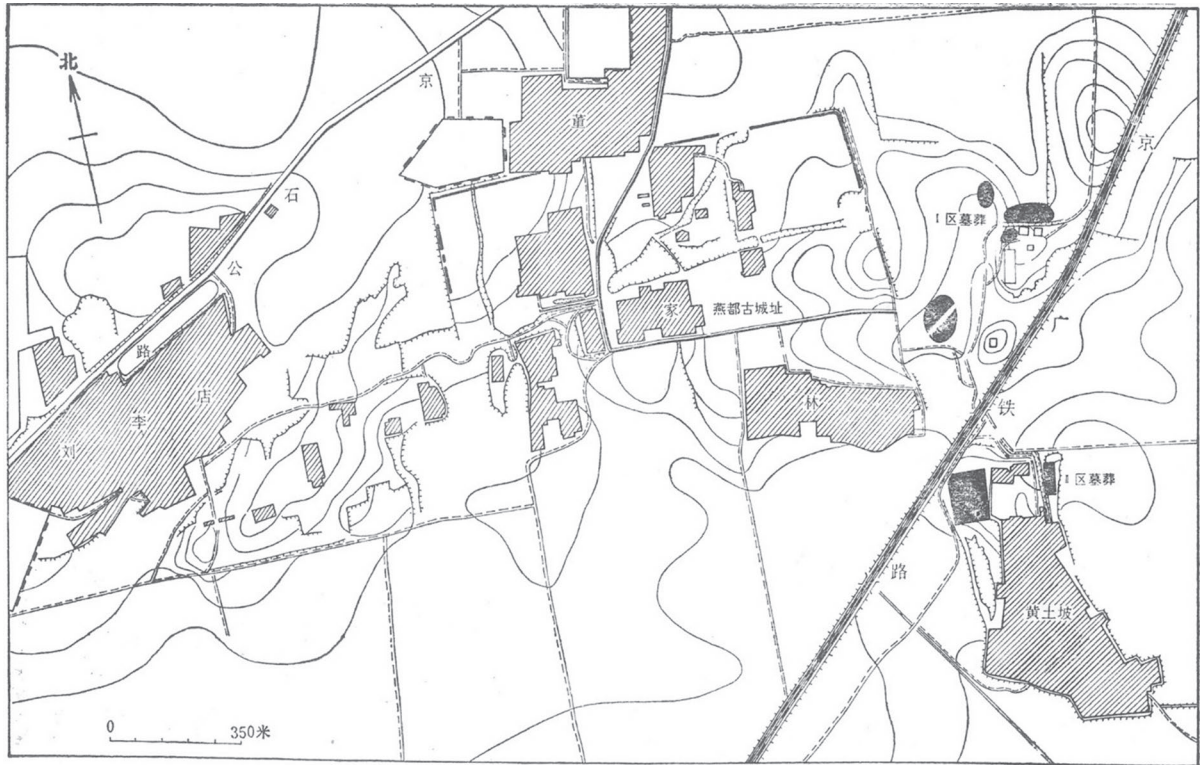


図1 琉璃河遺跡平面図

(2) 古城址

董家林村の古城址は70年代に調査がおこなわれ、長方形を呈する城壁および環濠が検出された。城壁は版築によって築かれ、城壁の基部の幅は約10mに達するという。城壁は西周初期に属する墓葬によって切られていることから、築城は西周初期を下らないとされる⁽⁵⁾。

2022～24年の調査では、さらにその外側にも城壁と環濠がめぐっており、内城と外城の二重構造からなることが明らかとなった(図2)。城壁で囲まれた面積は100万㎡にも達すると見られる。外城は西周中期に属する平民墓によって切られており、また環濠内から検出された祭祀坑の出土物の放射性炭素年代がおおよそ西周中期と測定されたことから、外城の使用年代は西周前期であり、中期には廃棄されたものと考えられている。

長方形の内城の内部からは、版築による大型建築基壇JZ2が発見されており、その面積は2300㎡以上とされる。JZ2の南および東北からは直径3m、深さ10mに達する大型井戸の遺構HJ3、HJ4も検出され、HJ3は基礎をなす版築がJZ2と共通するため、当時の「宮殿区」には大型建築のほか、井戸や用水路が完備され使用されていた可能性が高いという。

以上の調査成果から、作册夙諸器の銘文のなかで言及されている「大保壙燕」の“壙”が築城を意味し

ており、いま見たような遺構の発見がそれを傍証すると結論づけられている。

2. M1902 の概要

M1902 は 2021 年の調査で発見された。墓葬自体は黄土坡村一帯の II 区付近に位置しており、M202 や M1193 の「燕侯家族墓地」の東側にあるとされるが、過去に調査された墓地との正確な位置関係は図示されていないため、詳細はいまのところ不明とするほかない。

全長 3.5m、幅 2.1m の長方形の堅穴土壙墓で、墓壙はほぼ南北方向を向いている。装具は一棺一槨、青銅器を含む副葬品は棺外の被葬者の頭の上の方向に集中的に配置されている。腰坑が設けられ、犬が殉葬されていたほか、種は不明ながら動物の左前肢の骨も出土しており、動物犠牲がおこなわれていた可能性が考えられる。



図2 琉璃河遺跡における近年の発掘調査

出土した青銅器には、尊・卣・爵・觶・鼎の彝器のほか、戈や鏃などの武器類も含まれ、副葬土器には鬲・簋・罐などがあるという。こうした特徴は、すでに述べたように I 区の墓葬に典型的に見られるものであり、殷文化の影響が濃厚な M1902 が II 区の燕侯墓地の近傍に営まれている事実は、その性質を考えるうえで重要となろう。

3. 作册奭諸器（尊・卣・爵・觶・鼎）の器制（図3）



図3 琉璃河M1902 出土青銅器

つづいて副葬された青銅彝器の器制について見ていきたいが⁽⁶⁾、資料自体は未実見であり、器影のみが公開されている状態での考察であるため、あくまで仮のものにすぎないことをお断りしておく。

M1902 から出土した尊は一般に「觶形尊」とよばれるタイプのもので、おなじく酒器である觶を太くしたような形状。大きく広がる口に、末広がり圏足がつき、胴部にはいわゆる饕餮紋を飾り、圏足上部には二条の弦紋がめぐり、このタイプの觶形尊には鱗状の飾りが取り付けられるものと、それが無いものがあり、本器は後者に属する。他の器種にも共通してみられる変化だが、時代が下るにつれ器身の重心が下がっていく傾向があり、圏足も低く踏ん張った形状となり、胴部は丸みを帯びていく。本器は圏足が高く、また胴部は若干の丸みを帯びつつ、直線的な造形を示しており、西周前期に典型的に見られる器制といえる。

卣は蓋と釣手がつく酒器であり、殷代後期から西周中期にかけて流行した。蓋から底部にかけての側視形はゆるやかなカーブを描き、頸部がくびれた形状を呈する。頸部および蓋にはそれぞれ一条ずつ紋様帯がめぐり、その詳細は写真からはうかがえない。釣手の付け根には獣の頭部をかたどった飾りがつくようであり、大きな角が特徴的にあらわされているが、こうした飾りはこのタイプの卣にはよく見られるものである。器全体は縦に伸びたようなプロポーションであり、蓋は高く、胴部は丸みを帯びてやや重心が下がった形状となっている。

肉を煮る三足器である鼎は西周時代にもっとも普遍的な器種のひとつだが、M1902 出土鼎はやや高い脚部がつき、胴部最大径はちょうど中央付近にくる。口縁には断面四角形の把手がふたつつき、頸部には紋様帯がめぐり、いわゆる罍紋と四弁目紋⁽⁷⁾が交互にあらわされる。器制および紋様の特徴からすれば、おおよそ殷末周初～西周前期の製作とみて問題はなからう。

爵は温酒器とされる三足器の一種で、殷代に盛行した酒器のひとつ。口縁は左右非対称形状で、注ぎ口である流、反対側には燕尾状の尾がつき、その中間に2本の柱が立つ。寸胴にやや尖った形状の底がつき、三脚はゆるやかに外側に向かって開く。胴部から口縁直下にかけては紋様に覆われ、主紋様はおそらく饗鬣紋を飾るのであろう。高くそびえる柱、厚みをもった流、ナイフ形を呈し外側に広がる三脚の形状からして、製作年代は西周前期にまで下る可能性は高い。觶は鑄に覆われており、紋様等の詳細は検討できないが、ゆるやかにカーブを描く頸部から胴部にかけての形状からして、やはり西周前期に位置づけられるものと考えられる⁽⁸⁾。

以上に見たように、すくなくとも写真から判断するに、作册奭諸器の器制は西周前期の特徴を示しており、いずれも近接した時期に製作された可能性が推測される。もっとも、これら作册奭諸器にすべておなじ銘文がほどこされていることから、その可能性はかなり高いものと予想されるわけであるが、あらためて器制を検討した結果、その想定と大きく矛盾しないことが確かめられたといえよう。

4. 被葬者の性格

M1902の墓葬としての特徴、および副葬された青銅彝器の特徴を一瞥するに、殷代の伝統を色濃く示していることは明らかである。

こうした墓葬がⅠ区に集中していることはすでに述べたとおりであるが、Ⅱ区のなかでもM202、M1193の「燕侯家族墓」の東側に位置する一群（宮本氏のいうⅡ区B群）には、例外的に殷系の伝統を強く示す墓葬が発見されており、やや特殊な性格を示している。

M251やM253からは鼎や簋といった、西周時代に主流の食器だけでなく、爵・尊・卣・觶などの酒器が副葬されており、これらはいずれも殷代後期の墓葬に通有の器種である。またM253から出土した青銅彝器には、周王あるいは燕侯から直接賜与にあずかったことを銘文に記す圜鼎や圜簋なども含まれる。こうした銘文の存在から、Ⅱ区B群の被葬者は「燕侯の配下にありながらも、周王室との関係も有する独自の存在を有する家系」と推測されている⁽⁹⁾。

M1902の出土品を見るに、数量こそ異なるものの、器種構成はⅡ区B群の青銅彝器副葬墓と共通することがわかる。また出土した作册奭諸器にはいずれも大保との関係を示す銘文がほどこされ、周王室の中核と何らかの交渉をもっていたことを示唆している。詳細な平面図が示されていないため、憶測に過ぎないが、M1902はおそらくⅡ区B群に含まれる墓葬なのではないか。

M1902の被葬者を作册奭その人に比定して問題なければ、「作册」の官職⁽¹⁰⁾を名に冠する点、銘文の末尾に族徽を記す点からして、殷に出自する人物が克殷をきっかけとして燕侯の配下に置かれ、琉璃河墓地へと埋葬されることとなった可能性が高いといえる。Ⅱ区B群の被葬者たちには、おそらく同様の出自をもつ人物が含まれており、彼らは周王室と燕侯の橋渡しを受け持つ重要な存在として、封建まもない燕国を支えていたのであろう。そうした性格から、燕侯からもその存在が重視され、おなじく殷系の伝統を色濃く示す墓葬が集中するⅠ区ではなく、燕侯みずからの墓葬に近いⅡ区B群に埋葬されることが許され、多数の青銅彝器が賜与されたと考えられる。そこには周初における諸侯国内における複雑な権力構造が見て取れる。

注

- (1) 北京市文物研究所編『琉璃河西周燕国墓地 1973—1977』(文物出版社、1995年)
- (2) 2021年以降の調査成果やその所見に関する記述は以下の文献にもとづく。北京市考古研究院・北京大学考古文博学院「琉璃河遺址考古新發現」『中国文物報』2025年1月24日付。以下同様。
- (3) 北京市文物研究所編、注(1)前掲書、251頁。
- (4) 宮本一夫「琉璃河墓地からみた燕の政体と遼西」(『考古学研究』第46巻第1号、1999年)
- (5) 北京市文物研究所編、注(1)前掲書、3頁。
- (6) 殷代から西周時代にかけての青銅彝器の変遷観については、主に以下の文献を参照した。林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究 殷周青銅器綜覧一』(吉川弘文館、1984年)、難波純子「殷墟後半期の青銅彝器(上)」(『泉屋博古館紀要』第11巻、1995年)、同「殷墟後半期の青銅彝器(下)」(『泉屋博古館紀要』第12巻、1996年)、同「商末周初の青銅器編年試案——C字形耳・角饗饗紋の時期区分——」(『中国考古学』第4号、2004年)。
- (7) 紋様の名称は林巳奈夫『殷周時代青銅器紋様の研究 殷周青銅器綜覧二』(吉川弘文館、1986年)にしたがった。
- (8) 罍の型式変化については本号掲載「西周金文通読稿(2)」の【器制】の項目を参照。
- (9) 宮本氏、注(4)前掲論文、98頁。
- (10) 「作冊」は一般的には『尚書』洛誥の記述にもとづき、冊命にかかわる官職と解釈されるが、殷代における「作冊」の職能はさらに多岐に渡っていたようである。巖志斌『商代青銅器銘文研究』180頁～183頁(上海古籍出版社、2013年)を参照。

5. 作冊奭卣の积文・考积(補遺)

- (7) 阮明套「作冊奭諸器与燕国分封」(『中国文物報』2025年8月23日、第6版)

作冊奭諸器一共五件、它們于2021年出土于北京房山琉璃河燕国遺址M1902当中、其銘文為：“大保墉燕、誕饗燕侯宮。大保賜作冊奭貝、用作父辛宝尊彝。□。”銘文最後一字不識、可能是族徽之類的標識。作冊奭諸器銘文涉及周初燕国分封一事。

作冊奭諸器銘文記載了周武王時期太保墉燕并在燕侯宮举行饗礼一事、太保即為召公奭。

作冊奭諸器銘文中的太保為召公奭、太保墉燕并在燕侯宮举行饗礼一事發生在武王時期。銘文中的墉字字形在甲骨文中常見、如“甲申卜、我墉于西、多以人。”(『庫』1507)學者根拠『說文解字』記載积此字為墉、“墉、城垣也。”(『說文解字』)卜辞“我墉于西”是貞問我是否要在西面修築城牆。太保墉燕講的是召公在燕地修築城牆、這是燕国都城建設的重要組成部分。小臣豈鼎銘文記載：“召公建匱(燕)、休于小臣豈貝五朋、用作宝尊彝。”(『集成』2556)修築城牆与宮室是召公建燕的核心所在。學者积銘文文中的[圖1]為宛、細觀字形、宝蓋頭下面左邊是一簋形、右邊是一個人形双手持簋、它應是饗字異体、可以讀為饗。“誕饗燕侯宮”是說召公修築城牆後在燕侯宮举行饗礼、說明此時燕侯宮已經建成、由此我們可以得到兩方面信息：第一、燕国都城是先建宮室最後才修築城牆、這符合先秦都城修築的一般規律。第二、召公在燕侯宮举行饗礼、這說明召公是燕侯宮的主人、可以証明召公是燕国始封之君、是第一代燕侯。(中略)太保召公就封燕国后先修築宮室、再修築城牆、由此奠定了周人在燕国統治的根基、作冊奭諸器銘文補充了传世文献欠失的内容。

根拠西周册命金文辞例、受命之人即为王所呼唤之人、康王时期大盂鼎铭文记载：“唯九月、王在宗周、令孟。王若曰：‘孟、丕顛文王受天有大令（命）、在武王嗣文作邦……’”（『集成』2837）周康王册命之人為他所呼唤的孟。依照此例、克盂铭文中周成王册命之人為太保、册命原因是太保“享于乃辟”即太保召公在文武时期立下的功劳、册命之事為“令克侯于燕”、這說明克的受封乃是由于太保的緣故、克是繼承了太保之前的受封而為燕侯、因而、第一代燕侯只能是太保召公、克是第二代燕侯。〈中略〉召公是燕国始封之君、是第一代燕侯、這由作册奭諸器銘文得到了証實。



図1：

(8) 劉勇江「試說師鬲鼎非號氏之器」(『文物春秋』2025年第5期)

2021年北京房山琉璃河西周燕国墓地發掘了一座編號為1902的墓葬、出土一件帶銘青銅卣、銘文作：“太保章匭、延饗侯宮、太保錫作册奭貝、用作父辛宝尊彝。庚。”此處“章”字字形作“[図2]”、學者讀為“墉”、用為働詞、意思是太保為匭築城。下列幾處西周文献中的“墉”皆是指城、与房山新出青銅卣銘文中的“章”字義同。如『易·同人』：“乘其墉、弗克攻、吉。”『易·解』：“公用射隼于高高墉之上。”『詩·大雅·皇矣』：“以伐崇墉。”『說文』以“章”為“墉”字古文、極是。上述幾例確鑿無疑地說明西周時期的金文和文献中“章”字只讀余封切、可以讀為“用”、或表示一種被奴役者的身份、也可以讀為“墉”、表城義。而在同一時期的金文和文献中尚未見到有城郭之“郭”的概念存在。(30頁)



図2：

6. 銘文試釈（補遺）

○借A燕侯宮



(解銘)



(成學鼎)



(卣器銘)

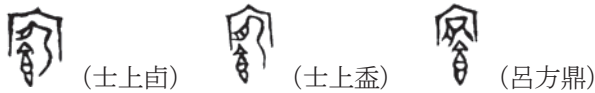
前号ではA字を解銘の字形に基づいて饗と隸定した。成學鼎の字形も参照しつつ、室内で食に手を伸ばしている形象とみなし、食べものを供物として置いている姿であれば祭祀であり、食べものを手に取るうとしている姿であれば公的儀礼としての会食の謂いと考へ、後者を採用した。その後、鏜をきれいに落とした卣の器銘拓本が周知され、その拓本に基づいて(7)が發表されたので、前号ではあえてふれなかつた論点も含めて、あらためてA字について考へてみたい。

(7)はA字について、

宝蓋頭下面左邊は一簋形、右邊は一个人形双手持簋、它応是饗字異体、可以讀為饗。

と述べる。両手で持つものを殷（簋）とし、饗⁽¹⁾の異体字と考へるといった相違はあるものの、字形・字義の解釈は試釈の判断と大きく隔たるものではない。試釈のように公的儀礼としての会食と考へようが、(7)のように饗礼とみなそうが、それは何らかの施設のなかでおこなうものである。(7)のいう「宝蓋」

(宀)の構成要素が、宮や廟などの屋内でする行為であることをはっきりと示している。このことは、前号で饗字と考へた下掲の金文も同様である。



宀(宀)を構成要素とするが故に、その字が宮や廟などでする行為を表すものであることが明らかである以上、本器であれば「燕侯宮に饗す」と、土上卣(盃)であれば「葦京に饗す」と読むべきであると思う。しかし、これとは異なる、重要な見解があることにも言及しておく必要がある。すなわち、馮時「西周葦京与殷周饗祭—殷周苑囿与祭竈传统」⁽²⁾がそれである。馮時は土上卣(氏は史寅卣と称する)の銘文を「唯王大禴于宗周延饗葦京年。在五月既望辛酉、王命土上眾史寅殷于成周。」と引き、

禴祭之遣詞為「于宗周」、指明宗周為大禴之所。而饗祭之遣詞則徑綴以葦京、葦京顯然為受祭者、故其前無介詞「于」。(10頁)

介詞(于)の有無に基づいて、宗周は禴祭を行った場所であるが、

周天子常行祭、所祭之対象則為葦京或大室、并非祖先。(同上)

葦京は饗祭の対象であって、饗祭は祖先祭祀ではない、と言うのである。たしかに、今のところ、饗(饗)字と葦京や大室といった場所を示す名詞とのあいだに介詞が位置する金文はない⁽³⁾。したがって、馮時の見解に基づいて土上卣(史寅卣)の銘文を読むのであれば、「大いに宗周に禴す」「葦京を饗(饗)す」と区別しなければならないことになる。

馮時の見解はたしかに示唆に富む問題提起である。けれども、土上卣の「殷于成周」という文句に着目すれば、この句と、

王〔在葦〕京、令師田父殷成周〔年〕。(小臣傳殷、『集成』4206)

佳明保殷成周年。(作册鬲卣、『集成』5400)

とを対比して、介詞の有無によって殷と殷とを別の儀礼と考えることはまずないであろう。であれば、禴(禴)はその儀礼を行う場所(宗周)を介詞で示す動詞であり、殷・殷は介詞をとまなう場合とそうでない場合とがあるのに対し⁽⁴⁾、饗や饗は場所を示す介詞を必要としない動詞であったと考えればよいと思う。

いずれにせよ、鮮明な卣器銘が周知されたことによって、前号で述べたとおり、A字が土上卣(盃)や呂方鼎とは字形を異にするものであることがはっきりした。今後の課題は、両者を別字・異義とするか、そうではなく異体字・同義とみなすかを考究して、作册奭(暫定名)が器主の5つの銅器では饗という行為の主語が太保であることの意味を明らかにすることにある。

注

- (1) 郷(饗)は甲骨文・金文ともに「卯に従い皂に従う」字で、西周早期の字形は以下のようなものである。動詞として用いられている金文を挙げた。器名のあとの数字は『集成』の番号である。






- (2) 『中原文化研究』2019年第6期。

- (3) 呂方鼎の銘文を「王饗于大室」と引くことが慣例のようになっているが、「王饗大室」とするのが穏当である。『商周青銅器銘文選(三)』113頁の注〔一〕、また王振芬・劉述昕編著『雪堂吉金 旅順博物館藏羅振玉旧藏青銅器』82頁(文物出版社、2025年)の銘文写真を参照。

(4) 西周金文で「～にいたる」の意で用いる「各」「至」について言えば、各が西周期を通じて到着点を導く介詞を使ったり使わなかったりするのに対し、至は到着点をともなう場合ほぼ例外なく「至+介詞+場所」の文型で現れる。拙稿「「遷邲鄘」考」（『日本秦漢史研究』第21号、2020年）を参照。

【追記】

本号編集集中に、謝明文「談“咎”論“死”」が『中国国家博物館館刊』2025年第11期（125頁～140頁）に掲載されていることを知った。

戌學鼎の  (饗) や、わたくしが  と隸定する金文の字形について詳細な考察を試みているが、残念ながら琉璃河M1902出土青銅器の銘を「死に従う字」の例としてあげていない。それは、謝氏が、作册奭貞の  を「宀に従い殷に従う字」と考えているからであろう。謝氏による作册奭貞の銘文釈文は、復旦大学出土文献与古文字研究中心編撰『出土文献与古文字教程』336頁、注釋[1]（中西書局、2024年）を参照。